

2017年2月28日

東京大学総長
五神 真 殿

東京大学教職員組合
執行委員長 坂本 宏



「就業規則等の改正（案）」に関わる団体交渉の申し入れ

2月17日の団体交渉の申し入れのうち、
別紙1、については2月24日の説明会を受け、追記いたしました。よろしくお取り計らい
ください。

2017年2月28日
東京大学教職員組合
執行委員長 坂本 宏



2017年2月7日に示された「就業規則等の改正（案）」に関して

1. 人事制度の見直しに伴う改正について

(1) 卓越教授に関する改正

卓越教授のみならず、現任教員（若手研究者）の処遇改善を第一に行うこと。

(2) 高度専門職人材に関する規則の制定及び関連規則の改正

大学に働く職員は教員以外の職を含め多くの職そのものが高度専門職である。
このような制度を制定する以前に既存の職を正当に見直し、処遇の改善を行なうこと。
なお、UR A認定制度における選考方法等の検討状況は随時組合にも提示すること。

(3) 職域限定職員の就業に関する規程の制定

この制度は、短時間勤務有機雇用教職員や特定（短時間）有期雇用教職員の雇用の安定
や無期への転換に向けての制度ではない。無期転換を進める制度の構築を進めること。
多様な雇用制度の導入の検討に当たっては組合や労働者代表もWGに入れること。

2. 給与制度の見直しに伴う改正について

(1) 役職手当の新設

役員処遇改善の前に教職員の処遇改善を行うのが筋であり、役職手当の新設は必要ない。

(2) 扶養手当の見直し

配偶者の「扶養手当」の引き下げは行わないこと。

民間給与実態調査により66.8%が配偶者に係る扶養手当を支給している実態がある。また、配偶者への扶養手当は少子化現象や女性の就労拡大対策とまったく無関係である。特に子供のいない家庭や専業主婦（夫）家庭にとっては大幅な収入ダウンとなり、不利益変更そのものである。容認できない。

今回の改正による支出経費の増減、対象となる教職員の人数を教えること。

(3) 再雇用特別手当の支給方法の見直し

再雇用職員の処遇改善（別紙2）を要求する。